

地域企業経営支援金を給付します

給付金の名称	花巻商工会議所地域企業経営支援金
対象となる方	花巻市内に店舗を有する中小企業者であって小売業、サービス業、飲食業、宿泊業など裏面に定める対象業種を営むもの
売上要件	①、②いずれかの要件を満たすこと ①令和2年11月から令和3年3月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して50パーセント以上減少している者(申請日時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から令和2年10月までのいずれか1か月の売上を前年同月の売上とみなします。) ②令和2年11月から令和3年3月までの間のいずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して30パーセント以上減少している者(申請日時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から令和2年10月までのいずれかの連続する3か月の売上を前年同期の売上とみなします。)
支援金給付額	① 県補助分: 1店舗につき最大40万円を支給 【支援金額の算定】 令和2年11月から令和3年3月の間で、売上を比較する月を含む任意の連続する3か月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額 例1) R1.11月～R2.1月売上 450,000円・・・(a) R2.11月～R3.1月売上 160,000円・・・(b) (a)-(b)=290,000円 差額400,000円以下のため、支給額290,000円 例2) R2.1月～3月売上 1,300,000円・・・(a) R3.1月～3月売上 550,000円・・・(b) (a)-(b)=750,000円 差額400,000円を超えるため、支給額400,000円 複数店舗を経営する事業者にあつては、法人200万円、個人事業主100万円が上限
①+②= 1店舗あたり 最大70万円	② 市補助分: 1店舗につき30万円を支給 県補助分の要件を満たす中小企業者のうち、 <u>次の市独自支援(※)を受けていない市内に本店又は主たる事業所を有する者</u> ※花巻商工会議所飲食店等経営支援事業支援金、花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業補助金、花巻市貸切バス事業者事業持続支援金又は花巻市公共交通事業者緊急対策支援金の <u>いずれかを受給した中小企業者は対象外</u>
申請受付日時	令和3年4月12日(月)～6月30日(水) 土日祝日除く 午前9時～午後4時 (完全予約制) ※予約先電話番号 0198-23-3381(花巻商工会議所)
申請場所	花巻商工会議所 本所、石鳥谷支所、東和支所、大迫支所

地域企業経営支援金対象業種

大分類	中分類
G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H (鉄道業、道路旅客運送業) の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I (卸売業、小売業) の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J (金融・保険業) の一部	67 保険業 (保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※本支援金は課税対象：事業所得（雑収入）となります。

【本支援金の申請期間は、6月30日までとなっております。】

5月以降の受付は花巻商工会議所本所および各支所に対応いたします。混雑を避けるため、事前に必ずご予約をお願い致します。

【お問い合わせ・申請予約受付】

花巻商工会議所本所および各支所

●本 所:0198-23-3381

●石鳥谷支所:0198-45-4488

●東和支所:0198-42-3155

●大迫支所:0198-48-3230



花巻商工会議所
ホームページ